

京都府の地域防災の見直しに係る専門家会議

平成 23 年 4 月 27 日
午後 3 時～
支援対策本部内

次 第

1 開 会

2 地域防災対策の緊急見直し等について

- ①見直しのスキームについて
- ②原子力発電所防災対策に係る暫定計画（素案）について
- ③意見交換

3 閉 会

京都府の地域防災の見直しに係る専門家会議メンバー

分 野	氏 名	現 職	備 考
防災全般	林 春 男	京都大学 防災研究所 教授	戦略的地震防災対策推進部会部 会長 ㉑～
耐震基礎	澤 田 純 男	京都大学 防災研究所 教授	
液状化	井 合 進	京都大学 防災研究所 教授	
防災計画	牧 紀 男	京都大学 防災研究所 准教授	
津波防災	鈴 木 進 吾	京都大学 防災研究所 助教	
大気環境学 原子炉保安工学	笠 原 三紀夫	中部大学 教授 中部大学総合工学研究所	京都府原子力防災専門委員 ㉒～
放射線管理工学 放射線安全工学	古 賀 妙 子	元近畿大学 教授	京都府原子力防災専門委員 ㉒～
原子炉物理学 放射線計測	三 澤 毅	京都大学 原子炉実験所 教授	京都府原子力防災専門委員 ㉒～
原子炉工学	三 島 嘉一郎	京都大学 名誉教授	京都府原子力防災専門委員 ㉒～

京都府の地域防災対策の見直し(スキーム)

資料 1

平成23年4月27日

現 行 の 対 策 (概 要)	
地震	「今後10年間で、東南海・南海地震の被害を可能な限り抑止するとともに、直下型地震の被害を半減する」減災目標を掲げ、京都府戦略的地震防災対策指針、推進プランに基づき、オール京都府で住宅、公共施設、学校等の耐震化などの推進事業300項目を実施
津波	第1次京都府地震被害想定調査(H10.3月)による想定(最大波高舞鶴市風島1.1m)に基づき、津波に対する警戒体制や避難に関する計画を整備
原子力	高浜発電所の原子力災害を対象に半径10km圏内をEPZとする計画を整備

4月13日開催の専門家会議の要旨		
	緊急・短期的に対応すべき対策	中・長期的に対応すべき対策
全 般		<ul style="list-style-type: none"> 今回の大震災の実態から複数県に及び広域的かつ長期にわたる対応についても、地域防災計画に盛り込むべき。 対策と担当を併記するなど地域防災計画を読みやすく、使いやすい内容に整理すべき。 想定を超えた対応を地域防災計画に明記すべき。
地震・津波	<p>①地震、津波の緊急予測等</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の地震被害想定を大きく見直す必要はない。 日本海側については、現在のところ大きな津波を引き起こす地震が発生する学術的根拠はない。 津波について、過去に波高でなく2.3mのデータがあり、その議論は必要。 	<p>①地震、津波の更なる検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化危険度分布については、今回の地震によって得られた国等の知見に基づき、見直しが必要。 津波が発生した場合の対応については、国の調査結果等を踏まえ、検討しておく必要がある。 <p>②国に対して特に求めるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本海側の海底活断層について、調査を実施すること。特に舞鶴湾の活断層についての確認が必要。
原子力	<p>①EPZの範囲(暫定)</p> <ul style="list-style-type: none"> EPZの範囲を当面半径20kmとし、実効性のある避難計画や環境測定、住民への周知等の対策を実施すること。 <p>【当面のEPZの範囲を20kmとする理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 半径30kmとした場合の圏内人口(134千人)の約7割(90千人)が半径20km圏内に含まれていることに加え、20km圏に舞鶴市の市街地の大半が含まれることから、区域外への市全体避難を含む対策を検討することによって、例えば30km圏に及びような原子力災害が発生した場合であっても、20km設定による対策の応用で対応できるものと考えられるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成、大学の活用、OB等経験者の活用
災害	<p>②国に対して特に求めるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期対応と情報公開の徹底 EPZのあり方の見直し SPEEDIの科学的根拠、残留放射線の調査結果等の開示の実施 原子力災害に関する備蓄資機材等の一元的管理 <p>③関電(事業者)に対して特に求めるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源の多様化・多重化 冷却手段及び冷却水・熱の排出先の確保 資機材及びその保管場所の確保 EPZの設定見直し 複数府県に及び影響を踏まえた対応 	

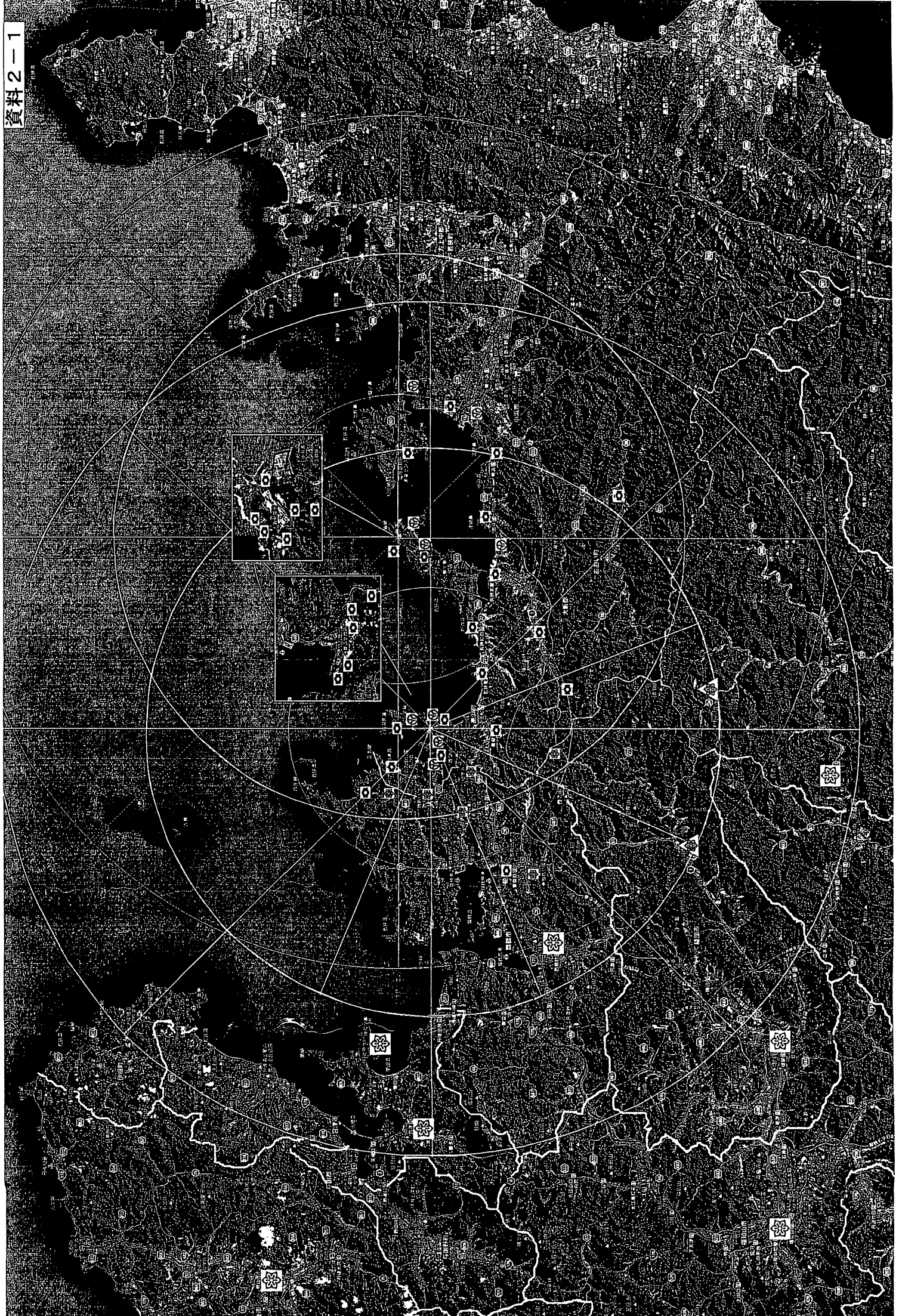
対策の主な見直し(スキーム)		
	緊急・短期的に対応すべき対策	中・長期的に対応すべき対策
地震	<ul style="list-style-type: none"> 学校など避難場所の耐震状況の調査・点検 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、京都府戦略的地震防災対策指針、推進プランに基づき、住宅、公共施設等の耐震化を着実に推進 国の調査を踏まえ、液状化対策を検討
津波	<ul style="list-style-type: none"> 連絡体制、避難場所の点検・指定等 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の整備 学校における避難訓練等ソフト対策を中心とした避難体制の見直し
原子力	<p>①EPZの範囲を20kmに拡大し、「高浜」、「大飯」の2原発それぞれに対応する暫定計画として「高浜原子力発電所防災対策暫定計画」及び「大飯原子力発電所防災対策暫定計画」を策定</p> <p>②緊急・短期的に対応すべきことのうち、直ちに次の対策に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> EPZの範囲を20kmに拡大した場合の環境放射線モニタリング体制の見直し・強化 広報紙、パンフレット等による20km圏内住民への広報の実施 国の備蓄を基本としつつ、ヨウ素剤等の医薬品、線量計や防護服等防護資機材配備の見直し 	

国における対策の見直しに時間を要することが予想されるため、正規の地域防災計画の修正ではなく、当面の暫定計画として整備することとする。

【参考】地域防災計画の改正に要する法律上手続き
 「都道府県の都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。」(災害対策基本法第40条第1項)
 = 内閣総理大臣との協議を経て、京都府防災会議が改正

高浜（大飯）原子力発電所防災対策に係る暫定計画の概要（素案）

第1 目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方太平洋沖地震により福島第一原子力発電所で発生した災害を踏まえ、緊急的に取り組まなければならない課題に対応するため、暫定計画を策定する。 ・防災関係機関及び住民への周知徹底を図るとともに、各関係機関における習熟及び細部の活動計画の作成を進める。
第2 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・EPZを原子力発電所から概ね半径20kmの範囲とする。 ・関係市町は次のとおり [高浜発電所] 舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町 [大飯発電所] 舞鶴市、綾部市、南丹市 〈範囲に含まれる自治会等は市町と調整中〉
第3 環境放射線等モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的にモニタリングポストの配置を充実・強化する。 ・今後、次の取組を進める。 (・環境放射線モニタリング体制、緊急時モニタリング実施体制の整備 ・福井県、滋賀県等との観測データの共有体制の構築)
第4 被ばく医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療活動用資機材、安全確保用資機材（防護服・線量計等）を整備する。 ・今後、初期被ばく医療機関（中北部の救急告示病院等を候補に選定）及び緊急時放射線検査施設の追加を検討する。
第5 避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・20km圏外の避難施設の候補を提示する。 ・避難誘導のために必要な資機材（防護服等）を整備する。 (・具体的な避難所、避難誘導の方法（要配慮者の避難誘導方法を含む。）等については、今後、関係市町における地域防災計画の改定に当たり必要な助言を行う。)
第6 住民等に対する知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、パンフレット等により、放射性物質及び放射線の特性、原子力災害の特性、健康への影響、緊急時にとるべき行動等に関する知識の普及・啓発に努める。 ・教育機関における防災教育の充実を図る。



高浜原発と府指定被ばく医療機関の位置関係

